

令和5年第4回定例会会議録（第7号）

令和5年12月19日

○出席議員（25名）

1番	塩手悠太君	2番	石田強君
3番	中村悟君	4番	森裕二君
5番	小野和美君	6番	重松康宏君
7番	小野佳子君	8番	日名子敦子君
9番	美馬恭子君	10番	阿部真一君
11番	安部一郎君	12番	小野正明君
13番	森大輔君	14番	三重忠昭君
15番	森山義治君	16番	穴井宏二君
17番	加藤信康君	18番	吉富英三郎君
19番	松川章三君	20番	市原隆生君
21番	黒木愛一郎君	22番	松川峰生君
23番	野口哲男君	24番	山本一成君
25番	泉武弘君		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市長	長野恭紘君	副市長	阿部万寿夫君
副市長	岩田弘君	教育長	寺岡悌二君
総務部長	柏木正義君	企画戦略部長	安部政信君
観光・産業部長	日置伸夫君	公営事業部長	上田亨君
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕君	こども部長	宇都宮尚代君
いきいき健幸部長	大野高之君	建設部長	山内佳久君
市長公室長	山内弘美君	防災局長	白石修三君
消防長	浜崎仁孝君	教育部長	古本昭彦君
上下水道局長	松屋益治郎君	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知君

○議会事務局出席者

局 長	河野伸久	議事総務課長	中村賢一郎
補佐兼総務係長	岩男涼子	係長	甲斐俊平
主査	松尾麻里	主査	佐藤雅俊
主事	定宗隆一郎	事務員	尾割春晃

○議事日程表（第7号）

令和5年12月19日（火曜日）午前10時開議

- 第 1 上程中の全議案に対する各常任委員会委員長報告、討論、表決
- 第 2 議第140号 令和5年度別府市一般会計補正予算（第9号）
 - 議第141号 工事請負契約の締結について
 - 議第142号 工事請負契約の締結について
 - 議第143号 工事請負契約の締結について
- 第 3 報告第12号 市長専決処分について
- 第 4 議員提出議案第12号 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書
- 第 5 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第1～日程第5（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（加藤信康君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 7 号により行います。

日程第 1 により、上程中の全議案及び請願に対する各常任委員会の審査の経過及び結果について、各委員長から順次報告を願います。

（観光建設水道委員会委員長・穴井宏二君登壇）

○観光建設水道委員会委員長（穴井宏二君） 去る 12 月 8 日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）関係部分ほか 12 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告いたします。

初めに、予算議案 2 件のうち、議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）関係部分についてであります。

観光課関係部分、温泉課関係部分及び産業政策課関係部分では、指定管理者の指定に伴う債務負担行為を計上する旨の説明がなされました。

次に、都市計画課関係部分では、楠銀天街のアーケード撤去と並行して実施する道路整備の繰越明許費を補正計上しようとするものとの説明がなされました。

委員から、アーケード撤去の工期について質疑がなされ、延長が 300 メートル以上あることから、段階的に進めていき、来年 12 月までを予定しているとの答弁がなされました。

最後に、都市整備課関係部分では、道路維持事業において、公共工事の品質確保の促進に関する法律により、施工時期の平準化の取組が発注者の責務とされていること等による債務負担行為及び令和 5 年 6 月 29 日から 7 月 11 日の梅雨前線豪雨により被災した市道の災害復旧関連経費を補正計上しようとするものとの説明がなされ、最終的に議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）関係部分については、当局説明を適切妥当と認め、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第 114 号令和 5 年度別府市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）関係部分についてであります。

歳入では、発売金の売上げ増に伴い、40 億 1,410 万円を増額するもの、歳出では、売上げ増に伴う各種開催経費と市制 100 周年記念プレイベントとして開催する競輪の広告費を補正計上しようとするものとの当局の説明を了とし、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続きまして、条例議案 4 件についてであります。

議第 124 号別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定について、議第 125 号競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定について、議第 126 号別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定について、及び議第 127 号別府市競輪事業建設改良基金条例の制定については、アナログ車券からデジタル車券へと時代の変化に対応するため、地方公営企業法の規定を全部適用し、公営事業部から公営事業局へ組織の改編を行うものとの説明がなされました。

その上で、議第 124 号別府市競輪事業の設置等に関する条例の制定については、競輪事業に地方公営企業法の規定を全部適用させることにより、競輪事業の目的をよりよく実現するために条例を制定しようとするものとの説明がなされました。

次に、議第 125 号競輪事業管理者の給与及び旅費に関する条例の制定については、競輪事業管理者の給与及び旅費を定めることに伴い、条例を制定しようとするものとの説明がなされました。

次に、議第 126 号別府市公営事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の制定については、公営事業局企業職員の給与の種類及び基準を定めることに伴い、条例を制定

しようとするものとの説明がなされ、委員から、職員採用、財政等に関して、今後も市の関係各課としっかりと協力体制を構築していくとともに、労働安全衛生法等を確認しながら、組織改編を進めていくよう意見がなされました。

最後に、議第 127 号別府市競輪事業建設改良基金条例の制定については、競輪事業に地方公営企業法の規定を全部適用し、企業会計を導入することに伴い、建設改良費の財源に充てるため、既存の基金条例を廃止し、新たに別府市競輪事業建設改良基金を設置することに伴い、条例を制定しようとするものとの説明がなされました。

委員から、議第 124 号から議第 127 号に関連して、公営事業局へ組織改編することによるメリット・デメリットについて質疑がなされ、企業会計導入により経営状況が把握しやすくなり、迅速な経営判断と対応ができる一方、必要な人員が増えることに伴い、人件費の増加が見込まれるとの答弁がなされました。

その他るる質疑等がなされましたが、以上 4 件の条例議案についてはいずれも当局の説明を適切・妥当と認め、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、その他議案 7 件についてであります。

まず、議第 130 号指定管理者の指定については、別府市市民ホールの管理を株式会社コンベンションリンクージと株式会社テイクファイブ及び株式会社メンテナンスから構成される、ビーコンプラザ共同事業体に行わせようとするものとの説明がなされ、委員からの、次期指定管理料が今期より増額している理由についての質疑に対し、当局から、次期指定管理期間中にビーコンプラザのつり天井改修等の大規模改修が予定されていることから、休館中の収益を補填するためであるとの答弁がなされました。

この答弁に対し、さらに別の委員から、全館休館の予定があるのかとの質疑がなされ、当局から、全館ではなく、部分的に改修を進めることで、全館休館はしない旨の答弁がなされた次第であります。

次に、議第 131 号指定管理者の指定については、別府市的ヶ浜駐車場の管理を、株式会社ビー・フロントサービスに行わせようとするものとの説明がなされました。

続きまして、議第 132 号から議第 134 号までの指定管理者の指定については、温泉課所管の温泉施設について、指定管理を行わせる団体や選定経過等に関し、当局から詳細な説明がなされ、委員から、各温泉施設の利用料金等を含む収支報告書をしっかりと精査し、運営状況の把握に努めるよう意見がなされました。

次に、議第 135 号指定管理者の指定については、別府市竹細工伝統産業会館の管理を合同会社竹細工伝統産業会館共同事業体に行わせようとするものとの説明がなされました。

最後に、議第 139 号公共下水道事業の事務の委託については、公共下水道事業から生じる脱水汚泥の処理に係る事務規約により、大分市に委託することについて、説明がなされた次第であります。

以上 7 件のその他議案の採決におきましては、いずれの議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。(拍手)

(厚生環境教育委員会委員長・安部一郎君登壇)

○厚生環境教育委員会委員長（安部一郎君） 去る 12 月 5 日及び 8 日の本会議において、厚生環境教育委員会に付託を受けました議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）関係部分ほか 8 件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに、議第 112 号令和 5 年度別府市一般会計補正予算（第 8 号）関係部分についてであります。

主なものとして、ひと・くらし支援課関係部分では、新型コロナウイルス感染症の医療費公費負担の終了や受診控えの解消等により、医療扶助費等の追加額を計上しているとの説明がなされました。

委員から、受給世帯数が微減である中、なぜ医療扶助費を追加することになったのかとの質疑があり、当局から、受診控え等により予算額を縮小していたこと、見送られていたがん等の高額な医療費を要する手術が実施されたこと等による増額であるが、医療扶助の適正化に向け、引き続きレセプト点検等による重複受診、重複処方への抑制に取り組んでいきたい旨の答弁がなされました。

次に、障害福祉課関係部分では、障害福祉サービス提供事業所や利用者の増加に伴い、給付費の追加額を計上しているとの説明がなされました。

委員から、利用者や障害児通所事業所等は、どのくらい増加したのかとの質疑がなされたのに対し、当局から、前年度と比較し、放課後等デイサービス事業の利用者は 348 人から 408 人に、障害児通所事業所も 51 か所から 68 か所に増加しているとの答弁がなされました。

続きまして、健康推進課関係部分では、50 歳以上の方に対する带状疱疹のワクチン予防接種費用の一部助成や HPV 9 価ワクチンの定期接種の導入等に伴う経費を計上しているとの説明がなされました。

委員から、带状疱疹ワクチンの予防効果と副反応に関し質疑があり、当局から、予防効果は生ワクチンで 50 から 60%、不活化ワクチンで 90 から 95%とされ、副反応は部位の痛みや発熱、倦怠感等であるとの答弁がなされたのに対し、別の委員から、副反応についてもしっかり広報するよう要望がなされた次第であります。

次に、スポーツ推進課関係部分では、ハイパフォーマンスジム別府における指定管理料の債務負担行為補正を計上しているとの説明がなされました。

委員から、指定管理料の算出根拠に関する質疑があり、当局から、単年度の施設利用料等の収入は、前年度の約 756 万円に対し、経営努力により約 822 万円と予定、一方、人件費等の支出は、約 2,627 万円と予定し、差引収支を指定管理料として計上しているとの答弁がなされました。

支出のうち、人件費が約 2,084 万円であることに対し、委員から、人件費がかかり過ぎではないかとの意見や指定管理料は年度ごとに取り決めると定められていることから、しっかり精査するよう要望がなされた次第であります。

続きまして、こども家庭課関係部分では、前年度の養育支援訪問事業の精算に伴う国庫返納金を計上しているとの説明がなされました。

委員から、要保護児童等の対応に関する会議の開催数について質疑があり、当局から、前年度は要保護児童対策地域協議会において、月平均約 240 件を進行管理していたが、そのうち延べ 134 件を対象に、90 回の個別ケース検討会議を開催したとの答弁がなされました。

さらに、同委員から支援対象児童等はどのように発見するのかとの質疑があり、当局から、関係機関等からの相談、泣き声やどなり声による外部からの通報等様々であるが、最近では学校現場等において虐待防止に関する研修を行っていることもあり、学校や保育園からの連絡が増加している旨の詳細な答弁がなされたのに対し、委員から、手遅れにならぬよう引き続き対策を講じるよう要望がなされた次第であります。

次に、議第 116 号令和 5 年度別府市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）では、要支援認定者のケアプラン作成に係る費用が増加したことに伴う補正であるとの説明がなさ

れ、以上2件の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、3件の条例議案及び2件のその他議案についてであります。

初めに、議第121号別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、旧浜脇中学校の体育館及び運動場を別府市営体育施設とすることに伴い、条例を改正し、議第122号別府市国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法の一部が改正され、出産被保険者に係る産前産後期間の保険税の減額措置が講じられることに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第123号別府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、子ども・子育て支援法の規定に基づき条例を定めるに当たり、従うべき基準等を定める内閣府令の一部が改正されたことに伴う条例改正であるとの説明がなされた次第であります。

続きまして、議第136号及び議第137号の指定管理者の指定については、別府市社会福祉会館を社会福祉法人別府市社会福祉協議会に、また、ハイパフォーマンスジム別府を株式会社ヴェルスパに管理を行わせることについて、議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、ハイパフォーマンスジム別府の選定方法について質疑がなされたのに対し、当局から、選定委員会を3回開催し、応募のあった3者の中から書類等により審査した結果であるとの答弁がなされました。

以上5件の議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、2件の請願についてであります。

別府の子どもの未来を考える会代表から提出された請願第2号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）に関する請願では、市立幼稚園の閉園に反対ではないものの、5歳児の受入れや通園時の安全確保、幼稚園教諭の登用、特別支援教育の強化等が要望されました。

審査においては、紹介議員から、説明会等でも多くの質問に対し具体的回答がなかったこと、素案の見直しにより、廃園時期が1年先送りになったものの、不安が払拭されていないこと等の理由により請願した旨の補足説明がなされました。

その後の自由討議では、廃園はビジョン（素案）として示されたが、最終的には議案として提出され、議会の議決を要する旨の考えが示され、採決の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定いたしました。

最後に、別府市放課後児童クラブ連絡協議会会長から提出された請願第3号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についての請願では、素案に反対ではないものの、送迎時の安全面や支援員の雇用、クラブ運営への影響に対する対策、意見交換の実施等に関する要望がなされました。

審査においては、参考人である請願者から、幼稚園児を預かる児童クラブの支援員等から相談を受けたこと、説明会では多数の質疑応答があったものの、不安の解消には至らなかったこと等により、時間をかけて議論すべきであると考え請願した旨の説明がなされたのに加え、紹介議員から、児童クラブの役割や重要性から議会としても責任を持って取り扱うべきである旨の補足説明がなされました。

これらに対し、委員から、当該ビジョンの前段である別府市就学前の子どもに関する教育等協議会の委員に児童クラブの関係者がいなかったことについて質疑があり、参考人から声かけを頂きたかった旨の答弁が、また別の委員から、常勤職員はいるのかとの質疑があり、参考人から、委託料と利用料で運営していること等により常勤化できていないのが実情である旨の答弁がなされました。

その後の自由討議では、請願について、紹介議員は、請願の採択が重たいことを認識すべきであり、請願に至る前に行政としっかり話し合いができなかったのかといった意見や、本市議会において採択、不採択以外の選択肢も今後検討しなければならない旨の考えが示されましたが、採決の結果、全員異議なく、採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案及び請願に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

(総務企画消防委員会委員長・森山義治君登壇)

○総務企画消防委員会委員長(森山義治君) 去る12月8日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分ほか11件について、委員会を12月11日及び12月15日に開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過及び結果について御報告申し上げます。

初めに6件の条例、条例議案及び1件のその他議案の審査についてであります。

まず、議第117号別府市役所事務分掌条例の一部改正については、介護保険に関する事務をいきいき健幸部から市民福祉部へ令和6年4月1日に移管することに伴い、条例を一部改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第118号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、遺族補償年金前払い一時金が支給される場合の遺族補償年金の支給停止の規定の見直しに伴い、条例を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第119号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正については、特別職である市長、副市長、教育長及び別府市議会議員の期末手当の支給率を引き上げるため、条例を一部改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第120号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正については、大分県人事委員会勧告に基づき、一般職の給料表及び期末勤勉手当の支給率を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第128号別府市火災予防条例の一部改正については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものであるとの説明がなされました。

次に、議第129号住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、令和6年1月6日から、住居表示を実施する対象地区内に所在地を有する各施設について、それぞれの設置及び管理に関する条例中の表記を改めるものであるとの説明がなされました。

次に、議第138号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法については、住居表示を実施する区域及び方法について、住居表示に関する法律の規定により議会の議決を求めるものであるとの説明がなされました。

委員から、住居表示の変更に伴い、マイナンバーとの兼ね合いについて、住民説明会等で詳しく説明をするべきではとの質疑に対し、住居表示が変更されることに伴い、自身で変更していただく必要があるため、住民説明会等で丁寧に説明を行うとの答弁がなされました。

また、別の委員から、住居表示の進め方について質疑がなされ、おおむねの計画については市が立てており、自治会の支部長会等で説明を行い、できるところから進めているとの答弁がなされました。

以上、6件の条例議案及び1件のその他議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、5件の予算議案の審査についてであります。

議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算(第8号)関係部分についてであります。

初めに、職員課関係部分では、議第112号と議第113号から議第116号までの特別会計補正予算について、大分県人事委員会勧告に準じた給料等の増額や育休等に伴う減額等により、職員人件費5,561万円を追加補正するとの説明がなされました。

次に、政策企画課関係部分では、来年4月の市制施行100周年に伴う記念式典やイベント等の開催のための実行委員会負担金の追加額8,911万1,000円を繰越明許費として計上している旨の説明がなされました。

委員から、100周年記念誌に関することについて、どのように情報収集を行っているのかとの質疑に対し、100周年を記念して、別府市誌を作成するに当たり、教育委員会の別府市誌編纂委員会において、現在市誌の編さんを行っているとの答弁がなされました。

別の委員より、これまでの市政発展に著しく貢献した方の功績の顕彰等を行うのかとの質疑に対し、100周年記念事業実行委員会の中で協議をするとの答弁がなされました。

次に、防災危機管理課関係部分では、中小河川洪水ハザードマップを作成するに当たり、9月定例会にて可決された所要額について、大分県から区域の指定及びデータの提供が当初の予定より遅れたことに伴い、繰り越す旨の説明がなされました。

次に、財政課関係部分では、今年度の競輪開催、売上げ額の増額に伴う収益部分について、一般会計への繰出金を増額するものとして、競輪事業収入を3億3,000万円追加するとともに、そのうち1億円をべっふ未来共創基金に積み立て、残る2億3,000万円については、令和6年度における給食費保護者負担軽減事業の財源として、別府市財政調整基金に積み立てること、また旧南幼稚園跡地の土地売払収入の1億1,630万円については、今後の公共施設再編や施設の大規模改修等の財源として、別府市公共施設再編整備基金へ積み立てる旨の説明がなされました。

最後に、総務課関係部分では、歳入において、旧南幼稚園跡市有地を売却したことに伴い、土地売払収入として1億1,630万円を、歳出において旧若草港の北側に位置する市有地の樹木等の伐採委託料として195万4,000円を計上している旨の説明がなされました。

委員から、土地売払収入に関して、市有財産の売却においては、固定資産税などの収益性を考慮するとともに、売却先の利用目的や利用計画を十分に把握する必要があること、売却先の用途が周辺環境に支障を及ぼす場合、売却元である市は責任を持って対応すること、市有財産の処分を検討するに当たっては、処分方針を決定する会議において、専門的な知見を踏まえた精査を行うこと等の意見がなされました。

これに対して、当局より、市有財産の売却においては、売却物件の周辺環境に配慮し、個々の事案において募集要項の設定を行っていること、周辺環境に影響を及ぼす場合は、売却先に対し法令に沿って適切な対応を行うこと、地方税法上、固定資産税が非課税となる土地の用途については、生活と密接に関係があるものが対象であり、公募に際して、理由なく特定の法人等に制限をかけることは困難と考えるが、その後の収益性も重要であるため、個々の事案において検討する旨の説明がなされました。

そのほか、るる質疑がなされましたが、委員会として、市有財産の売却に当たっては、売却先に管理義務や活用する権利があるものの、公有財産を売却したことを鑑み、その用途において売却先と地域住民との間に問題が生じた場合、可能な限りの相互の解決に努めること。売却に係る募集要項については、個々の事案により条件の設定が異なるものと理解されるが、売却後のその用途については、公益性を重視した募集要項を設定することを提言いたしました。

最終的に、6件の予算議案におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく、可決すべきものと決定した次第であります。

以上、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の経過及び結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。(拍手)

○議長(加藤信康君) 以上で、各委員長の報告は終わりました。

少数意見者の報告はありませんので、これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

(10番・阿部真一君登壇)

○10番(阿部真一君) 自民新政会の阿部真一です。本日定例会最終日、請願第3号の採決に当たり、賛成の立場から討論させていただきます。

初めに、別府市放課後児童クラブ連絡協議会が、就学前教育・保育ビジョン(素案)に対し、課題解決の一翼を担う組織として、ビジョン確定の過程において、別府市放課後児童クラブ連絡協議会が直面する課題の解決に向けて、行政とともに歩みたい、その旨の請願であります。

別府市内には、およそ38施設の放課後児童クラブが存在します。別府市放課後児童クラブ連絡協議会は24クラブで構成されており、放課後児童クラブは保護者が共働きで家におらず、放課後、または降園後のお昼、家庭に親御さんがいない小学生または児童を預かり、子どもたちの健全な育成、自主的な学び、自主的な遊びを様々な形で支援をボランティアで行ってきました。これは、本市のみならず、全国的な傾向でありました。

また、国におきましても平成9年に児童福祉法が改正され、平成27年4月には子ども子育て関連3法の中で、この放課後児童クラブは重要性が改めて認識され、法制化、明文化されました。

本市における就学前教育において、他市にない一校一園という伝統と文化があります。令和元年第2回定例会におきましても、幼稚園児の居場所づくりの一環として条例を改正した経緯もあり、これまで行政とともに二人三脚で、就学前の子どもたちはもとより、別府市内の子どもたちの健全育成に多大な努力と影響を、この協議会はしてまいりました。

就学前教育・保育ビジョン(素案)公表後、放課後児童クラブ連絡協議会には多くの意見が各クラブ、保護者、そして地元の方から寄せられております。前段である就学前の子どもに関する教育等協議会では、委員として関係者が入っておらず、これまで協議会が対応してきた苦慮が、皆さんには理解できると思います。

今後、この別府市が抱えた就学前教育・保育ビジョン(素案)で浮き彫りになった課題、問題点を特定の団体や一定の世代の問題とせず、そしてまた行政だけの問題として捉えず、我々議会としてもこどもまんなか社会の実現、今このとき、生まれてこようとする子どもたちのためにも、二元代表制の一翼を担う議会、議決権を有する議会としてもしっかり責任を果たすべきであると私自身考えております。

最後になりますが、議員各位に、この請願に対し賛同を切にお願いする次第であります。

以上で、私からの賛成討論とさせていただきます。

(3番・中村 悟君登壇)

○3番(中村 悟君) 創る未来の会、中村悟です。請願第2号の採決に当たり、賛成の立場から討論をさせていただきます。

請願者の別府の子どもの未来を考える会は、市立幼稚園PTA会長、現時点では5名、副会長3名、保護者2名の有志で構成された任意団体です。この請願書は、閉園に反対をするものではありません。しかし、閉園に当たり、地域で子育てをするために必要になる子どもの受皿の確保や安全な通園路の確保、また、幼保小の連携の充実などの協議を確実に進めていただくために必要なものと考えます。

国は、こどもまんなか社会という理念を掲げました。それに先立ち、子ども施策を社会

全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立しました。また、別府市におかれましても、長野市長のリーダーシップの下、今年度からこども部を設置し、少子化対策、子どもや子育て環境を取り巻く環境の整備推進に取り組み、こどもまんなか社会の実現を進めています。

このような大きな流れの中で、目立つ政策に目を奪われがちですが、併せて本当に大切にしなければならないのは、目の前にいる保護者や子どもの日常の声だと思います。今回の就学前教育・保育ビジョン（素案）には、今議会で私を含め4人の議員が一般質問で取り上げ、活発な質疑応答が行われました。また、説明会会場では、地域の方を含め、主に保護者から163件の質疑、そして、パブリックコメントでは103件の、多くの御意見が寄せられています。この声が、実際に子育てをしている方の日常の声であり、こどもまんなか社会を実現するために根幹になるものだと思います。

議会として、保護者が勇気を振り絞って上げた不安の声をしっかりと受け止め、行政とともに前向きに、よりよい子育て教育環境の整備に取り組んでいくべきだと思います。それこそが、本当に血の通ったこどもまんなか社会だと思います。

最後になりますが、今回の請願者である別府の子どもの未来を考える会の構成員は、現役の幼稚園保護者で構成されています。別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）による閉園時期は、令和7年度末以降のため、我が子は直接影響を受けない方たちです。にもかかわらず、それこそ別府の子どもの未来を考えて行動を起こしたことに最大限の敬意を払いつつ、また、今後の別府市のこどもまんなか社会の強力な実現を祈念いたしまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議長（加藤信康君） 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

初めに、議第119号特別職の常勤職員の給与及び旅費に関する条例等の一部改正についてに対する委員長報告は、原案可決であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤信康君） 起立多数であります。よって、本件については委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第112号令和5年度別府市一般会計補正予算（第8号）から議第118号別府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてまで、及び議第120号別府市職員の給与に関する条例等の一部改正についてから、議第139号公共下水道事業の事務の委託についてまで、以上27件に対する各委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

以上27件については、各委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上27件については、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）に関する請願に対する委員長の報告は、これを採択すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については委員長報告のとおり採択すべきものと決定いたしました。

次に、請願第3号別府市就学前教育・保育ビジョン（素案）についての請願に対する委

員長の報告は、これを採択すべきものとの報告であります。

本件については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、本件については委員長報告のとおり、採択すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2により議第140号令和5年度別府市一般会計補正予算(第9号)から議第143号工事請負契約の締結についてまで、以上4件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(市長・長野恭紘君登壇)

○市長(長野恭紘君) ただいま上程されました各議案について、その概要を御説明いたします。

初めに、予算関係議案から御説明申し上げます。

議第140号令和5年度別府市一般会計補正予算(第9号)ですが、今回補正する額は21億3,000万円の増額で、補正後の予算額は665億3,800万円となります。物価高騰に対する国の経済対策として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が追加されました。本市においては、この交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている市民や事業者を支援するため、住民税非課税世帯等に対しては、国の対策により1世帯当たり7万円の生活支援特別給付金を支給します。

また、市独自の対策として、18歳以下の子育て世帯に対し、子ども1人につき一律2万円の現金を支給するとともに、食材費や光熱水費など、物価高騰の影響を受けている子ども食堂の運営費負担軽減を図るため、1施設当たり30万円の支援金を支給します。さらに、燃料価格高騰の影響を受けている自動車運送事業者の負担軽減を図るため、燃料費高騰相当額に対し補助金を交付し、事業活動を支援してまいります。

以上が、予算関係議案の概要です。

次に、予算外の議案について御説明申し上げます。

予算外の議案については、その他3件を提出しています。議第141号、議第142号及び議第143号の工事請負契約の締結については、別府市新図書館外新築工事、新築電気設備工事及び新築機械設備工事の請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で、提出いたしました議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長(加藤信康君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議第140号令和5年度別府市一般会計補正予算(第9号)から議第143号工事請負契約の締結についてまで、以上4件については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 御異議なしと認めます。よって、以上4件については原案のとおり可決されました。

次に、日程第3により報告第12号市長専決処分についての報告が提出されておりますので、一応当局の説明を求めます。

(副市長・阿部万寿夫君登壇)

○副市長(阿部万寿夫君) 御報告いたします。

報告第12号は、公用車による事故の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものです。

以上、御報告を申し上げます。

○議長(加藤信康君) 以上で、当局の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤信康君) 別に質疑もないようでありますので、ただいまの報告は、議会に対する報告でありますので御了承願います。

次に、日程第4により、議員提出議案第12号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書を上程議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(20番・市原隆生君登壇)

○20番(市原隆生君) 議員提出議案第12号は、お手元に配付しております意見書を読み上げて、提案理由の説明に代えさせていただきます。

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっている。

また、募集しても応募がなく、法的に定められた人員配置基準は何とか満たしたとしても、現場で必要としている職員数に満たない、欠員状態が続く事業所が多いのが現状である。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査(2022年6月)でも、福祉施設等の介護職員の超過勤務手当などを含む平均賃金は月額25万7,500円で、全産業平均の34万100円と比べて、8万円を超える格差がある。今日、最低賃金の引上げや、大手企業を中心にベースアップなどによって賃上げが進む中で、介護職員などへの対策が打たれておらず、賃金格差がさらに拡大している。

また、8月に出された人事院勧告は、民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置などは、4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況である。介護や障害福祉を支える職員は専門職として位置づけられているにもかかわらず、低賃金、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば、職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、施設の運営も困難となり、必要な福祉サービスの提供ができなくなるおそれがある。

よって、政府に対して、以下のとおり、介護職員等の賃金水準を確保するための制度改革と同時に、職員の人権を尊重し、生活を保障する取組を迅速に促進することを強く求める。

記

- 1 医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策での処遇改善支援事業を早期に実行すること。その上で、2024年度の同時改定においては、物価高騰、賃金上昇等を踏まえ、処遇改善等を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染による緊急時のサービス提供に必要な介護人材確保のため、手当の支給など、地域医療介護総合確保基金における新型コロナウイルス感染症流行下

における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の活用を推進すること。

- 3 介護や障害福祉を支える職員は専門職として位置づけられており、高齢化社会を支える必要不可欠な人材であることから、公営住宅の空き家の地域対応活用を促進すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月19日 大分県別府市議会

財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣 殿

何とぞ、議員各位の御賛同をお願いいたします。

- 議長（加藤信康君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） お諮りいたします。別に質疑もないようでありますので、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で質疑を打ち切り、委員会付託、討論を省略し、これより採決を行います。

議員提出議案第12号医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり可決されました。

最後に、日程第5により、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付しておりますように、議員派遣の申出があります。

お諮りいたします。各議員から申出のとおり議員派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、各議員から申出のとおり議員派遣することに決定いたしました。

なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任していただきたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任することに決定いたしました。

以上で、議事の全てを終了いたしました。

お諮りいたします。以上で令和5年第4回市議会定例会を閉会いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤信康君） 御異議なしと認めます。よって、以上で令和5年第4回市議会定例会を閉会いたします。

午前11時01分 閉会